

**特別支援教育に関する実践研究充実事業
公募要領**

1. 事業名

特別支援教育に関する実践研究充実事業

2. 事業の趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになっている。

さらに、中央教育審議会における新学習指導要領等に関する答申においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示された。こうしたことから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施にあわせ、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校へ普及していく必要がある。

本事業は、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・分析等を行う。

3. 事業の内容

以下の項目を選択し実施するものとする。詳細については別紙1を参照すること。

- ・その他政策上の課題の改善のための調査研究（※別紙1）
 - ① 盲ろう児に対する指導の充実
 - A 盲ろう者の学習歴の分析
 - B 盲ろう児に対する指導・支援のポイントの整理
 - ② 小学校等教職課程における特別支援教育の充実
 - ③ 人工内耳装用児に関する言語活動の充実に関する調査研究

4. 事業の実施方法

詳細については別紙1を参照すること。

5. 公募対象

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- ① 盲ろう児に対する指導の充実 A 盲ろう者の学習歴の分析

※盲ろうの当事者やその家族とのネットワークを有する次の団体

- ・法人格を有する団体
- ① 盲ろう児に対する指導の充実 B 盲ろう児に対する指導・支援のポイントの整理
 - ・国立大学法人
 - ・学校法人
 - ・法人格を有する団体
- ② 小学校等教職課程における特別支援教育の充実
 - ・国立大学法人
 - ・学校法人
 - ・法人格を有する団体
- ③ 人工内耳装用児に関する言語活動の充実に関する調査研究
 - ・都道府県教育委員会
 - ・指定都市教育委員会
 - ・国立大学法人
 - ・学校法人

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は公募要領で定める事業実施計画書によって代えるものとする。研究内容によって以下の様式を使用すること。

・その他政策上の課題の改善のための調査研究

①及び②

様式1-1, 様式1-1

③

様式2-1, 様式2-2

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。

企画提案書の内容を補足するために必要と思われる資料（パンフレット等）を適宜添付してもよい。

(2) 提出方法

企画提案書は、以下の方法で提出すること。

- ・メールにより提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。
- ・別紙様式「事業実施計画書」をWordファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDFで送信しないこと。ただし、別紙様式「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDFで送信可能とする。)
- ・メールの件名は以下のとおりとする。
 - ①A：「【組織名】実践研究充実事業実施計画書（盲ろう者学習歴分析）」
 - ①B：「【組織名】実践研究充実事業実施計画書（盲ろう児指導支援）」
 - ②：「【組織名】実践研究充実事業実施計画書（教職課程の充実）」
 - ③：「【組織名】実践研究充実事業実施計画書（人工内耳調査研究）」(組織名の例 例1：〇〇県教育委員会, 例2：〇〇県, 例3：〇〇大学) とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・企画提案書を受信した旨のメールを令和3年4月1日（木）までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は令和3年4月2日（金）までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（事業実施計画書）
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③ その他関係資料

(4) 提出先

電子メール：toku-sidou@mext.go.jp
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
TEL: 03-5253-4111（内線3716）

(5) 提出締切

令和3年3月30日（火） 18:15

当日の送信記録があるもの。

なお、提出締切後の事業実施計画書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査の結果により修正・再提出を求めることがある。

また、本公募に関する問い合わせ及び相談等については、ホームページ等を通じて周知する。

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
また、提出された企画提案書等については、返却しない。

7. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

8. 選定方法等

- (1) 選定方法
特別支援教育審査評価委員会において書類選考を実施する。
- (2) 審査基準
別途定める審査基準のとおり。
- (3) 選定結果の通知
選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：令和3年3月30日（火） 18：15

審査：令和3年4月中旬

結果通知：令和3年5月上旬

契約締結：令和3年度予算が成立した場合に、成立日以降の令和3年度の日付で順次締結する。

- ※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。
なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

複数年の事業期間であっても、契約については単年度ごとに締結する。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の可否を判断するものとする。

- ※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定する

こととなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・別紙（銀行口座情報）（採択の連絡と合わせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

11. その他

再々委託は認めない。

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。

また、事業の実施にあたっては、契約書を遵守すること。

なお、事業実施計画書を作成するにあたっては、以下の URL の内容を参照にすること。

- ・特別支援学校幼稚部教育要領（平成 29 年 4 月公示）
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）
- ・特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

本事業の申請に関する質問やその回答について、調達情報のサイトにおいて公表するため、適宜確認すること。